



全ト協発42号(環)

平成31年4月15日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本 克己



バス運転者の対向車線走行事案の発生を踏まえた 指導監督の徹底等について

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般、都内において、乗合バスの運転者が渋滞による運行遅れを懸念し、なるべく早く交差点を右折しようと、一時的に反対車線を逆走する事案が発生したことを受け、国土交通省自動車局安全政策課長から、別添のとおり、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」等を活用の上、運転者に対する指導監督の徹底について、一層の周知を図るよう要請がありました。

つきましては、貴協会におかれましても、傘下の会員事業者に対する周知徹底を図っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

参考1：バス、タクシー、トラック運転者教育を充実 ～睡眠不足による交通事故を防止するための教育内容についても記載～（国土交通省）

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000344.html

参考2：自動車運送事業者が運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアルが改正されました（全日本トラック協会）

http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/info/anzen_kisoku_kaisei20180604.html

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019



国自安第1号の2
平成31年4月10日

公益社団法人全日本トラック協会長 殿

国土交通省
自動車局安全政策課長



バス運転者の対向車線走行事案の発生を踏まえた指導監督の徹底等について

4月5日、東京都足立区において、交差点手前から発生していた渋滞に遭遇した乗合バスの運転者が、運行が遅れて次のバス停留所の発車時刻に間に合わなくなることを懸念し、なるべく早く交差点を右折しようとして、一時的に反対車線を逆走する事案が発生しました。

本件の詳細については現在調査中ですが、自動車運送事業においては輸送の安全の確保が適確な事業遂行の大前提であり、利用者利便の増進を図るあまり輸送の安全がおろそかにされるようなことは厳に回避する必要があります。

本事案の発生を踏まえ、貴協会におかれましては、各事業者において「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」等を活用の上、同マニュアルにある「急ぎやあせりの気持ちが心理を支配すると、スピードの出しすぎ、強引な車線変更、一時停止の無視などの危険な運転をしがちとなることを確実に理解させること、交通関係法令その他の関係法令を遵守すること等に関する運転者に対する指導監督を徹底するよう、各傘下会員に対する周知徹底をよろしくお願いいたします。